

第 114 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

清川在宅介護支援センター
朝地在宅介護支援センター
ヘルパーステーションきよかわ
ヘルパーステーションあさじ
デイサービスセンターみつば苑
デイサービスセンター悠々
デイサービスセンター憩いの村
デイサービスセンターあけぼの荘
豊後大野市朝地憩いの村
清川高齢者生活福祉センターみつば苑
朝地憩いの村居住部門
犬飼高齢者生活福祉センターふれあい荘
犬飼老人軽作業場

2 指定管理者となる団体

豊後大野市三重町玉田 1128 番地
社会福祉法人 豊後大野市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

令和 6 年 11 月 29 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

豊後大野市在宅介護支援センター 2 施設、豊後大野市指定訪問介護事業所 2 施設、豊後大野市指定通所介護事業所 4 施設、豊後大野市朝地憩いの村 1 施設、豊後大野市高齢者生活支援ハウス 3 施設及び豊後大野市老人軽作業所 1 施設の指定管理者として社会福祉法人

豊後大野市社会福祉協議会を指定したいので、この案を提出するものである。

